

墨田区消費者ニュース

平成29年4月発行 第125号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



食べものを無駄にしているかも?!

～食品ロス削減のために、できることから始めよう～

日本では、一人当たりの食品ロス量を試算すると、「お茶碗約一杯分（約 136g）の食べもの」が毎日捨てられている計算となります。

一人一人が「もったいない」を意識して、日頃の生活を見直すことが重要です。

食品ロスの原因は、「食べ残し」「皮のむき過ぎ」「鮮度落ち」です。

「必要な量だけ購入」して「食べ切る」ことが削減のポイントです。

買い物

事前に冷蔵庫内などをチェック

- ▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効

必要な食材をこまめにゲット

- ▶ 食品ロスが多いのは野菜などの生鮮食品
- ▶ 必要以上に買った場合は、冷凍保存も活用する

手前に陳列されている食品をチョイス

- ▶ 家庭での利用予定に照らして消費期限を確認しましょう。



調理

残っている食材から使う

- ▶ 「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍

野菜や果物の皮は厚むきしない

- ▶ 生ゴミは減って、栄養は増える

食材を上手に食べ切る

- ▶ 定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める
(例: 毎月●日はあるものでお好み焼きデー)



(消費者庁ホームページから抜粋)

ツアー旅行の代金支払い後に旅行会社が倒産した。 ツアーが催行されなくなったので返金してほしい!

【相談事例】

昨年末、旅行会社のホームページから8月のハワイツアーの申し込みをした。家族4人分の料金80万円は現金で支払っている。

先週末、旅行会社が倒産しツアーが催行されなくなったので、支払った料金80万円を返金してほしい。

【アドバイス】

裁判所により破産決定がなされ倒産になると、旅行会社から旅行代金が返金されることはありません。次の2つの方法で手続きが進められることになります。

- 1、日本で旅行業を営む旅行会社は「旅行業法」に基づき国や都道府県知事に登録をしなければなりません。「旅行業法」では消費者保護として「弁済業務保証金制度」が設けられており、旅行会社が倒産した場合などは制度の範囲内で返金される仕組みになっています。

事例の旅行会社は旅行業協会の会員登録をしていた為、「弁済業務保証金制度」が適用されます。(なお、弁済額については旅行会社が納付している金額や旅行者の債権総額によって異なります。)旅行業協会のホームページで「弁済業務保証金制度」の認証申出書類送付依頼をしましょう。また、旅行のパンフレットや申込書、請求書、メールなどの関係書類は保管しておいてください。

- 2、消費者の旅行代金は、破産手続きにおける一般の破産債権として扱われ、優先的に取り扱われる債権を控除した後、残額がある場合に弁済が実施されることになります。破産管財人から債権者集会やホームページを通じて告知等が行われますので、随時情報を確認しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

